

令和5年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
令和5年3月15日						
招集場所		鞍手町役場議事堂				
開閉会日時 及び宣告		開 会 開 議			議 長	
		令和5年3月15日 午後 1時00分			星 正 彦	
開閉会日時 及び宣告		閉 会 開 議			議 長	
		令和5年3月15日 午後 2時10分			星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	新 谷 留 晴	出 欠		
	欠席 0人	6	篠 原 哲 哉	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	有 働 徳 仁	出 欠		
		9	栗 田 美 和	出 欠		
	1 0	許 斐 英 幸	出 欠			
会 議 録 署 名 員	3	田 中 二 三 輝		4	宇 田 川 亮	

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

## 令和5年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月15日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 発委第1号 鞍手町議会の個人情報保護に関する条例  
(議会運営委員長報告)
- 日程第2 議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第15号 鞍手町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第16号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)

- 日程第19 議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算  
(予算特別委員長報告)
- 日程第25 議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第29 議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第30 議案第33号 民事調停の申立て  
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第32 議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第33 議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第34 陳情第2号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう  
求める陳情  
(総務文教委員長報告)
- 日程第35 閉会中の継続事件

令和5年3月15日（第4日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 発委第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長（田中 二三輝 君）

発委第1号 鞍手町議会の個人情報の保護に関する条例

上記の条例案を別紙のとおり提出する

令和5年3月15日提出

議会運営委員会 委員長 田中 二三輝

提案理由

個人情報の保護に関する法律が令和3年に改正され、地方議会が法の適用外となることに伴い、鞍手町議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいて執行機関と差異が生じることのないよう議会独自の個人情報保護条例を制定する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

○議長（星 正彦 君）

これから質疑を行います。

発議第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発委第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号 鞍手町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第2 議案第13号から日程第9 議案第23号までの8件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

議長。

○議長（星 正彦君）

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

議案第15号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号

議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第13号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。

よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。

よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。

よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。

よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第10 議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例について総務文教委員会での審査が保留となっていましたので、これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時25分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

日程第10 議案第2号から日程第23 議案第21号までの14件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

議長。

○議長（星 正彦君）

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例

議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例

議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第8号

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議案第3号 「鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例」に対し反対討論を行います。

この「個人情報の保護に関する法律施行条例」の附則第2条には、鞍手町個人情報保護条例の廃止が謳われています。プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権です。

これを廃止してどうするのか。条文によりますと第3条に保有個人情報の開示義務とあり開示する情報として鞍手町情報公開条例に規定する情報とあります。

第4条には開示請求に係る手数料として無料とするとあり2項には、前項の規定にかかわらず保有個人情報の写しの交付を受けるものは、交付に要する費用を負担しなければならないとあり第12条では行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料として手数料の額は2万1千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とあります。

議案質疑の答弁では、その手数料は今後、一般会計の歳入に入るということでした。

また匿名加工情報とは、黒塗りをするなど、特定しにくくした情報と言う事でしたが調べてみると匿名加工情報と言うのは特定の個人を識別できないように加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報の事で加工されたことで非個人情報となる扱いのため、本人の同意を得ずに第三者提供、目的外利用が可能とされているものでした。

現政権は、2021年5月に成立させたデジタル関連法で国や自治体を持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ外部提供した企業にAI人工知能で分析させ企業利益につなげることをデジタル改革の名で進めようとしています。

加工したとは言え個人に関する情報を外部に流通させ目的外利用させることです。

国も、市町村には、匿名加工情報の利活用の提案募集を義務付けてはいないのではありませんか。

近隣の市では、匿名加工情報制度の採用は見送ったと答弁されています。

また、ある自治体の審議会では、匿名加工情報の提供は、住民にとって不安がぬぐえない側面もあるとして極めて慎重に検討して行く必要があるという意見も出されています。

行政が個人情報を守る責務を放棄し、本人の同意なく目的外に流用し、企業の利益のために外部提供することが行政の仕事と言えるのでしょうか。

個人情報の漏洩などの事件は、相次いでいます。

個人のプライバシーの侵害、地方自治の侵害、利益誘導や官民癒着にも繋がりがねないこの法律施行条例には反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（星 正彦 君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

これは、地方公務員法の一部が改正され定年が65歳まで段階的に引上げられることから条例の一部が改正されるものです。

内容を見ますと令和5年度より、2年に1歳ずつ定年の基準が引上げられ8年後の令和13年に改正が完了するものです。

しかしながら、令和13年以降に退職する職員は、60歳を過ぎても65歳以前に退職すれば、依願退職扱いとなり退職金が満額もらえないようになっています。

年金の支給年齢が引上げられ65歳まで働くことができるようになったとはいえ何らかの理由で65歳まで働くことが出来なくなったときは、それまでの慰労金でもある退職金が目減りすることになります。

以上の理由により、議案第5号及び関連する6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、19号、20号についても反対いたします。

以上です。

○議長(星 正彦 君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

(「なし」の声あり)

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に、対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第24 議案第24号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので予算特別委員長の審査報告を求めます。

○予算特別委員長(許斐 英幸 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

許斐予算特別委員長。

○予算特別委員長(許斐 英幸 君)

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、修正版及び修正部分を除く議案を可決すべきものと決定しましたので会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長(星 正彦 君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、修正案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、修正部分を除く原案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに修正案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、修正部分を除く原案について討論はありませんか。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

岸田政権の新年度予算は、戦後の安全保障政策の大転換を掲げて専守防衛を完全になぐり捨てることを宣言した安保3文書に基づいて5年間で43兆円という大軍拡を進める初年度予算であり、戦争国家づくり元年予算というべきものです。

軍拡のために社会保障費は、1千5百億円も圧縮され年金給付は実質削減となっています。

岸田首相が掲げた子育て予算倍増は、全くの看板倒れとなり、物価高騰が国民を苦しめている最中に暮らしの予算を削って軍事費につぎ込むという戦後最悪の予算案にほかなりません。

鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に追随するものです。

しかしながら、厳しい町財政の中、日本共産党がこれまで何度も取り上げてきた子ども医療費の無料化が10月から高校卒業まで拡大する予算が盛り込まれていることは、心から歓迎するものです。

高すぎる国保税の引き下げや町独自の介護保険料・利用料の減免制度、学校や公共施設のトイレに生理用品を置くことなど町民生活と子育てで中小業者を応援する予算に組み替えることを求めて反対討論とします。

○議長（星 正彦 君）

ほかに討論はありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算に対し反対の立場で討論します。

本議案は、町長の政治姿勢が最も反映されるべき議案である。

しかしながら、2年続けて議会から減額修正される前代未聞の状況を招く結果となった。

また、小学校統合に関しては、教育委員会が法が認める職務権限にのっとり作成した報告書を受け取らず担当課が小学校統合に関する予算を要求したにも関わらず町長は拒むことが法的に許されない、その予算を令和5年度予算に計上されていないことは、教育行政を混乱させ児童や関係者に多大な混乱を生じさせている。

教育委員会が法が認める職務権限にのっとり決定した場所が町長が思っていた場所と違っていた。たったこれだけの理由で教育委員会の報告書を受け取らないことは、まるで駄々を捏ねる幼子と何ら変わらない恥知らずで愚かな行為と言わざるを得ない。

本議案は、町民の生活向上に向けた事業や庁舎建設に関連する事業など重要な各事業予算が計上されていることは十分承知しているが法の解釈すら出来ず職務権限を逸脱し、子

供たち児童たちを犠牲にした議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算を認めることは出来ない。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は修正であります。

まず、修正案について採決します。

本修正案について賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く原案について賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に進みます。日程第25 議案第25号から日程第30 議案第33号までの6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

○民生産業委員長（須山 由紀生 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長（須山 由紀生 君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

議案第33号 民事調停の申立て

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき

ものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第25号について討論はありませんか。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染症や止まるところを知らない物価高騰で暮らしも営業もさらなる厳しさを増しています。さらに10月からのインボイス制度導入で追い打ちをかけています。

高すぎる国保税を引き下げてほしいという願いも切実です。国は、国庫負担割合の引き上げや低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充を行うべきです。

2022年度より、未就学児の均等割りの5割が軽減されるようになりましたが、生まれたばかりの子どもにまで国保税をかけている状況は変わっていません。

子どもの均等割りを無くし、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げて反対討論とします。

○議長（星 正彦 君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第26号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第33号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号民事調停の申立てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第31 議案第30号から日程第33 議案第32号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長(篠原 哲哉君)

議長。

○議長(星 正彦君)

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長(篠原 哲哉君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算

議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算

議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第30号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第30号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34 陳情第2号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

議長。

○議長（星 正彦君）

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号庁舎内における職員への政党機関誌の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情。

本委員会は、3月1日に付託された上記の陳情審査の結果、採択とし、町長に送付すべきものと決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。陳情第2号について討論はありませんか。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

陳情第2号 「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情」反対討論します。

議会運営委員会、民生産業委員会でも指摘したが、この陳情には旧統一教会の機関紙世界日報の記事が資料として添付されている。一目して関係筋からの陳情とわかる。

今、政治の場でも地方自治体でも旧統一教会という反社会的団体とはきっぱり手を切るという努力が続けられている。

そのような社会情勢の下、鞍手町議会として、この陳情を受理したこと自体が誤りだ。もし、陳情にあるような問題があるのなら、議会として解決すれば済むこと。

議会として採択するなどとは、反社会的団体にお墨付きを与えるようなもので鞍手町議会の良識が問われるというものだ。

旧統一教会の政治組織である国際勝共連合の会長は鞍手町の出身である。会長の出身地で陳情が採択されると全国的に宣伝されるのではと危惧する。

この陳情は採択すべきではない。

○議長（星 正彦君）

ほかに討論はありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

今回の陳情の内容については、政党の機関誌の勧誘・配達・集金という問題については、これは憲法で認められた政治活動を妨害するものであります。しかもこれは個人との契約でもあり、それをわざわざ外部から自粛を求めるといような陳情は、すべきではないし、これを認めるわけにもいかないと思います。

これまでも、庁舎内の管理規則に基づいて、配達集金等はやっていると思います。今回の中身で言えば、これは明らかに赤旗新聞と日本共産党を攻撃した内容でありますし、戦前、侵略戦争反対を掲げて日本共産党の先輩方は、拷問を受けながら、監獄に入れられながら、この半侵略戦争反対を掲げてやってきました。いわゆるレッドページだとか、いろいろありましたけれども、今、岸田政権が大軍拡を打ち立てて、こういう、この陳情自体出ることが、第2の戦前を呼び起こしているのではないかというふうにも考えられます。

もう一つ、この中身は政党新聞と政党機関誌というふうに書いてありますが、これは赤旗新聞だけじゃなく、他の政党紙や議員が進めるものであれば、それは運動体、それから宗教新聞、全ての機関誌、新聞機関誌等が対象になってくるのではないのでしょうか。これを全て自粛するということは、これは明らかに憲法を逸脱したものであるというふうに考えますので、陳情に対しては反対いたします。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

陳情第2号 庁舎内における職員への政党機関誌の勧誘・配達・集金を自粛するよう求め

る陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって陳情第2号は採択されました。

次に、日程第35 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長からの申出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これをもって、令和5年第2回定例会を閉会します。

閉会 午後 2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 田 中 二三輝

議員 宇 田 川 亮